第2章 協働の基本的な考え方

協働とは

「異種・異質の組織」が「共通の目的」を 果たすために、「それぞれのリソース(資 源や特性)を持ち寄り、「対等の立場」で 「協力して働く」こと。

もしかして、皆さんの地域では昔からやってい たことと思いませんか?

そこで、小城市では「協働」ということを市民みんなで共通して分かりやすいよう、みんなが理解できるよう、こう考えます。

<u>お互い様の心で助け合う</u> <u>もっとた〈さんの人で解決しよう</u> 気づいたことを気づいた人が創り上げよう

輪(和)をつくる

そして、それは1+1>2の力となるものとします。

小城市においては・・・・。

【昔】

今では"協働"と言われていますが、昔は、このような手段や福祉サービスがなくても、地域や隣近所で自然に取組まれていたことではないでしょうか?

ご近所集まって人のうわさや世間話をする井戸端会議や地域の世代を越えて知りあう機会として親子常会の開催など、顔なじみで困った時には、互いに相談して行動できていたようです。

従来、地縁での結びつきが強い地域の諸課題は、地域で<mark>取組、解</mark>決しようといった志があったと思います。

【現在】

核家族化などの進展や暮らしのあり方の変化により従来強い結びつきがあった地縁の力が希薄化し、地域における交流の機会が減少するなど、お互いが連帯した"地域"自体の地域力が低下しているようです。

例えば、葬儀など地域の日常のことがビジネス化されてきています。

結果、地域間での市民同士のつながりが絶え始め、地域づくりを担う主体的基盤が影を潜め、本来地域で解決できることも行政に求められ、その市民ニーズも多種多様に複雑化してきています。

そこで、地域で解決できることは地域でということで、防犯面などでは、 老人クラブによる子ども見守り隊や各種団体による青色回転灯パトロール活動、環境面では、市内統一した日に、市民参加による川さらえが行われるなど、地域でも少しずつ"協働"の取組が進んできています。

【将来】





市民ひとり一人が地域の諸課題について責任と自覚を持ち、自主的に取り組んでいます。

行政は、CSOや企業などと役割を分担し、行政に代わってサービスを提供する新しい公共の考え方に基づき、協働で活動しています。 新しい公共による柔軟なサービスが提供され、身近な所で課題解決ができています。

"協働"の必要性が理解され、みんなで力を合わせて<mark>取組</mark>むことにより、みんなが住みやすい地域づくりが実現します。

みんなで理解しておくこと

自助・共助・公助の補完性の原則

協働を考える前に・・・・・

まず、・・・・

自分で解決できることは、自分(個人の力)で解決するように取組ましょう。

ここで、解決できなかったら・・・・・



個人の力だけでは解決が困難なことは、地域で協力して解 決するように(それぞれの持つ力を結集する。)取組ましょ う!

共 助

これで、解決できなかったら・・・・・



個人や地域の力では解決できないことについては、行政が行う。(それらを補完的に支援する。)

公 助

この、「自助・共助・公助」という言葉と、補完していく順序を覚えておきましょう。

市との協働の考え方

どんな協働の形があるのでしょう?

協働型委託・・・地域の団体等と行政が事業の企画段階から一緒に話し合いながら進めていく形態。

- 共 **催・・・**事業を行う際、地域の団体等と行政が共に運営主体と なって実施する形態。
- 補 助・・・取り組む事業について、地域の団体等が行う方が、公益性が高く、よりその事業を充実させることができる場合に行う形態。
- 後 援・・・地域の団体などが実施する事業で信用が高まり、より活動の場が広がることを期待し、市が名義使用を認める形態。
- 事業協力・・・・地域の団体などと行政のいずれかが企画し、それぞれの 得意な分野で、決まった期間協力して実施する形態。

協働の領域

ı	市民主体				1丁以土14
The second second	市民の領域				市の領域
	市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに市の協力によって行う領域	市民と市 がそれぞ れの主体 性をもと に協力 で行う領 域	市の主体とのも民がいる。 おから行う ながら	市の責任と主体性によって独自に行う領域
	主催事業				主催事業

/二正ケナイ木

協働のために大切なこと

協働するお互いの立場が対等であること。

ここに上下の関係は、ありません。

お互いに責任ある当事者です。

そのためには、お互いの自立が必要です。

協働のための基本原則として・・・・・

1.対等な関係

2.相互理解

3目的の共有と明確化

4.情報公開と共有

5.認めあう

6楽しさを見いだし、共感する。(楽しさづくり、仲間づくり)

協働は、市と だけではなく 例えば・・・・ 自治会と市民活動団体 市民活動団体と企業 市民活動団体と 協同組合

などの組み合わせもあります。

12

協働することで、より大きな効果が得られます。

 $1 + 1 > 2 \land$

誰が担った方が一番いい効果が得られるのかという純粋な発想と行動が大切です。